

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の旅費等に関する条例(昭和44年条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令6規則9・一部改正)

(旅行取消等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃もしくは車賃として、またはホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続きを採ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額とする。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃または宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(平12規則5・一部改正)

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第8項の規定に基づき支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額(交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。))を含む。以下本条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了したため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費の額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

(令6規則9・一部改正)

(旅行命令票の記載事項および様式)

第4条 条例第4条第4項に規定する旅行命令票の記載事項および様式は、別記様式による。ただし、宿泊料を要しない旅行命令等は、簡易旅行命令簿によることができる。

(路程の計算)

第5条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 郵便事業株式会社の調に係る郵便線路図に掲げる路程または実測その他信頼するに足る方法により計測された路程

2 前項第1号または第2号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。

3 第1項第3号の規定により陸路の路程を計算する場合には、郵便線路図に掲げる各市町村(都については、各特別区)内における郵便局で、当該旅行の出発箇所または目的箇所にもっと近いものを起点とし、もしくは当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点とする。

4 陸路と鉄道、水路または航空とにわたる旅行について、陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場または飛行場をも起点とすることができる。

5 前2項の規定により陸路の路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

(平12規則5・平21規則1・一部改正)

(急行料金等の支給の特例)

第5条の2 条例第14条第2項第3号の規定により、目的地が金沢市以遠または米原市以遠の旅行について急行料金を支給するものとする。

(令6規則9・追加)

(旅行命令の変更)

第6条 旅行命令権者は、旅行者から条例第5条第1項または第2項の規定により旅行命令等の変更の申請があつた場合において必要と認めるときは、その変更の必要を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(調整)

第7条 長期間の研修、講習、視察その他これらに類する目的のため旅行するときは、管理者の認定により打切り旅費とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の旅費支給に関して必要な事項が生じたときは、管理者がその都度定める。

(令6規則9・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(平成5年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第5号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成21年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別記様式

(平21規則1・全改)

